

## 西淀川区役所課長代理等専決要綱

### (趣旨)

第1条 西淀川区役所課長等専決規程（以下「専決規程」という。）第12条第1項の規程による西淀川区役所の課長代理等（専決規程第1条に規程する課長代理等をいう。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （課長代理等専決事項）

第2条 専決規程第2条の規程に基づいて、課長等が専決している次の事項については、課長代理等が専決することができる。

- (1) 所属職員（課長代理等を除く）の時間外勤務、休日勤務にかかる命令、休暇（病気休暇、介護休暇、及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関すること
- (2) 所属職員（課長代理等を除く）の市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張に関すること

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。